

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	1	担当課	産業政策課
		法第70条	許認可等の内容	特定計量器の検定		
<b>検定の意義</b> <b>(使用の制限)</b> <b>法第16条</b> 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 一 計量器でないもの 二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器 イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したもとして第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器 ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第96条第1項(第101条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの。 (以下省略)						
<b>検定の申請</b> <b>法第70条</b> 特定計量器について第16条第1項第2号イの検定(以下単に「検定」という。)を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない						
<b>検定の合格条件</b> <b>(合格条件)</b> <b>法第71条</b> 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 その構造(性能及び材料の性質を含む。以下同じ。)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。 2 前項第1号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第84条第1項(第89条 第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表示が付された特定計量器(第50条第1項の政令で定める特定計量器であって第84条第1項の表示が付されてから特定計量器ごとに経済産業省令で定める期間を経過したものにあっては、第50条第1項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから経済産業省令で定める期間を経過していないものに限る)は、その検定に際しては、同号の経済産業省令で定める技術上の基準(性能に関するものであってこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして経済産業省令で定めるものを除く。)に適合するものとみなす。 3 第1項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第102条第1項の基準器検査に合格した計量器(経済産業省令で定める特定計量器の器差については、経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	1	担当課	産業政策課
		法第70条	許認可等の内容	特定計量器の検定		
<b>検定終了後の行為</b>						
<b>(検定証印)</b>						
<b>法第72条</b>						
検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。						
2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする						
<b>(検定証印)</b>						
<b>特定計量器検定検査規則第23条</b>						
法第72条第1項の検定証印の形状及び大きさは、次の表のとおりとする。						
						
2 検定証印が付されており、かつ、それ以上検定証印を付することができない分銅及びおもりについては、すでに付されている検定証印をもって検定証印を付したものとみなす。令附則第5条第1項の <b>か</b> い経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりであって、検定証印が付されておりかつ、当該検定証印と別に検定証印を甘することが著しく困難であるものその他の経済産業大臣が別に定めるものにあっても、同様とする。						
3 第3条第8項で規定する証票が付されているタクシーメーターにあつては、申請後その証票に記載された装置検査を受けるべき期日までは、当該タクシーメーターの頭部に付された第102条第6項に規定する頭部検査証印をもって検定証印とみなす。						
<b>不合格処分(拒否処分...愛媛県行政手続条例第8条関係)</b>						
<b>(検定証印)</b>						
<b>法第72条</b>						
4 検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。						
5 検定を行った電気計器に第74条第2項又は第3項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。						
<b>(不合格等の理由の通知)</b>						
<b>特定計量器検定検査規則第73条</b>						
法第160条第1項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときの通知は、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条第1項の親定により、検定等にあつては様式第22、型式の承認にあつては様式第23により行う。						